| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） |
| 第１ 全般的事項に係る監査の結果及び意見 |
| 　　２ 遅延損害金（延滞利息等の名称によるものを含む） |
| 【監査の結果１】遅延損害金の適時の調定に向けた全庁的な取り組み【財務部】 | 　大阪府は，各私債権に係る遅延損害金について，適時に調定し，債務者に対して請求する運用を定着させるべく，全庁的な取り組みを行うべきである。 | 遅延損害金は、元本が全額納付された時点で徴収すべき金額が確定するため、確定後、直ちに調定すべきものであり、大阪府債権回収・整理マニュアルにその旨を明記しているところである。これに沿って適切な運用を行うよう、大阪府債権管理推進連絡会議（令和３年４月21日、22日開催）、債権回収及び整理に関する研修会（令和３年５月11日開催）において、改めて周知徹底を図った。 | 措置 |
| 第５ 公益財団法人大阪観光局の私債権に係る監査の結果及び意見 |
| １ 元職員に対する損害賠償債権 |
| 【監査の結果５】債務者の支払能力の把握【府民文化部】 | 大阪観光局は，平成18年９月１日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権について，少なくとも１年に１回，債務者の支払能力を把握し，分割支払額の増額ができないか検討すべきである。 | 当該元職員に対し電話で連絡の上、令和３年３月１日付けで書面において資産状況の報告を求めたところ、令和３年３月24日付けで本人より関係書類が提出された。当該書類を基に分割支払額の増額の可否について検討を行ったが、増額に耐え得る資力の余裕はないことが確認されたため、増額を求めないこととした。なお、今後も継続して年１回の資力調査を行い、分割支払額の増額の可否につき、検討を行う。 | 措置 |
| ２ 元職員に対する損害賠償債権 |
| 【監査の結果６】債務者の支払能力の把握【府民文化部】 | 大阪観光局は，平成20年８月29日付作成の債務承認履行契約公正証書に係る元職員に対する損害賠償債権について，少なくとも１年に１回，債務者の支払能力を把握し，分割支払額の増額ができないか検討すべきである。 | 当該元職員に対して電話で連絡の上、複数回面談を行い、現在の生活状況などヒアリングを行った。また、資産状況を示す書類の提出を求めたところ、令和２年12月18日付けで関係書類が提出された。上記ヒアリングと提出書類の内容を基に分割支払額の増額の可否について検討を行ったが、増額に耐え得る資力の余裕はないことが確認されたため、増額を求めないこととした。なお、今後も継続して年１回の資力調査を行い、分割支払額の増額の可否につき、検討を行う。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） |
| 　第１　全般的事項に係る監査の結果及び意見 |
| 　　１　債権回収・整理計画の適切な作成 |
| 【意見１】適切な債権の分類【財務部】 | 大阪府は，全庁的な対応として，債権回収・整理計画やその目標達成状況（進捗状況）を作成するにあたっては，回収可能性等に鑑み，「【作成手順】債権回収・整理計画の作成について」（以下，「作成手順」という。）の分類に従い，適切に回収対象債権と整理対象債権を分類すべきである。 | 債権の回収及び整理を計画的に行うには、予定している対応及び生じている事由の状況に応じて回収対象債権と整理対象債権に分類することが必要であり、「作成手順」において、その分類基準を明記しているところである。大阪府においては、この分類は債権管理者（各部局長等）が行うと定めていることから、この作成手順に沿って適切な分類を行うよう、大阪府債権管理推進連絡会議（令和３年４月21日、22日開催）において、改めて周知徹底を図った。 |
| 【意見２】適切な目標の設定【財務部】 | 大阪府は，全庁的な対応として，個々の債権の実態に即して，債権回収・整理計画の目標（処理額及び処理件数）を設定すべきである。 | 　債権回収・整理計画の目標を設定するに当たっては、個々の債務者の状況や予定している取組内容等を踏まえ、実態に即した目標値を設定することが必要であり、「作成手順」においてその旨を明記しているところである。　大阪府においては、債権回収・整理計画の目標は債権管理者（各部局長等）が設定すると定めていることから、この作成手順に沿って適切な目標設定を行うよう、大阪府債権管理推進連絡会議（令和３年４月21日、22日開催）において、改めて周知徹底を図った。 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 　　２ 遅延損害金（延滞利息等の名称によるものを含む） |
| 【意見３】少額の債権について柔軟な処理を可能とする全庁的運用の検討【財務部】 | 大阪府は，遅延損害金を含む少額の私債権について，柔軟な処理を可能とする運用について，全庁的な統一ルールの策定を検討すべきである。 | 　地方公共団体が有する債権については、法令により厳格な管理が求められており、理由もなく放置したり免除したりすることは許されないが、少額の債権など一定の要件に該当する場合に限っては柔軟な処理が認められている。このことについては、大阪府債権回収・整理マニュアルにおいて、少額の私債権であって一定の要件に該当する場合は法令に則した徴収停止の措置を行うことを明記しているところである。これに沿って少額の債権について適切な措置を行うよう、大阪府債権管理推進連絡会議（令和３年４月21日、22日開催）、債権回収及び整理に関する研修会（令和３年５月11日開催）において、改めて周知徹底を図った。 |
| 【意見４】遅延損害金に係る法的問題の整理及び取扱いの明確化【財務部】 | 大阪府は，履行遅滞が生じている債権について，債権回収における元本優先合意のあり方を含め，民法や地方自治法に照らし，遅延損害金に係る法的問題を整理し，取扱いを明確化するべきである。 | 　債務者が元本のほか遅延損害金を支払うべき場合に、弁済をそのいずれから先に充当するかについてあらかじめ債務者と合意しておく場合は書面により行うこと、合意しないままに弁済があった場合は民法に規定される指定充当及び法定充当により行うことを大阪府債権回収・整理マニュアルで明確化した。これに沿って適切な処理が行われるよう、大阪府債権管理推進連絡会議（令和３年４月21日、22日開催）、債権回収及び整理に関する研修会（令和３年５月11日開催）において、周知徹底を図った。 |